2　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4　要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第１項に規定する車いす、同告示第２項に規定する車いす付属品、同告示第３項に規定する特殊寝台、同告示第４項に規定する特殊寝台付属品、同告示第５項に規定する床ずれ防止用具、同告示第６項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器、同告示第12項に規定する移動用リフト及び同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

5　介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない。

**○厚生労働省告示第七十八号**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表多床室の項中「三百二十九円」を「三百七十円」に改める。

表備考一及び二中「ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス費」に、「ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設サービス費」に改め、同表備考三中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)」に改め、同表備考五中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設サービス費(Ⅲ)」及び「、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を削る。

**○厚生労働省告示第七十九号**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の一の項及び二の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改める。

**○厚生労働省告示第八十号**

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表多床室の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改める。

表備考一及び二中「ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費」を「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改め、同表備考三中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは旧措置入所者生活介護費(Ⅰ)」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)」に改め、同表備考四中「地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)」に、「、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を「若しくは」に改め、「若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)」を削る。

**○国土交通省告示第四百五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 成田市十余三字稲荷峯一五一番七から同市吉岡字来光台一一七五番一まで | 前 | 最大 二三八（メートル） | 四五（メートル） |
| | | 最小 二二六 | 七八八 |
| | 後 | 最大 二三三 | |
| | | 最小 | |